平成２２年（フ）第４９３５号
大阪市北区万歳町３番41号タカ・コーポレーションＮｏ89―404号室
債務者　小島　一成
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４０５号
大阪府八尾市久宝寺６丁目４番26号
債務者　菊地　　修
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４７６号
大阪府東大阪市友井１丁目８番10号
債務者　門田　尚美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５０２号
大阪府東大阪市友井４丁目７番６号
債務者　齊藤　太郎
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６１７号
大阪府茨木市中村町17番３号
債務者　松山　博文
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５６３７号
大阪府守口市金田町４丁目１番20―702号
債務者　岡　美知子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７９１号
大阪市城東区東中浜１丁目４番17号
債務者　濱本　節子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８２４号
大阪市東淀川区相川３丁目12番２―104号
債務者　久保田美穂
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８９９号
大阪市大正区南恩加島３丁目12番20号
債務者　多田志のぶ
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９０２号
大阪府寝屋川市高宮栄町25番２号
債務者　住田　政志
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５９８５号
大阪府豊中市服部元町２丁目７番24―302号
債務者　小島　真澄
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０５７号
大阪市平野区長吉六反３丁目11番16―1008号
債務者　望岡　　充
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１４２号
大阪市平野区喜連西３丁目19番４―406号
債務者　平川　衣美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１７４号
大阪市東住吉区田辺３丁目８番１号
債務者　島　　文子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２２５号
大阪市港区夕凪１丁目９番17―１Ａ号
債務者　井上　元春
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２３６号
大阪市中央区谷町６丁目14番25号
債務者　國嶋　治彦
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２８１号
大阪市生野区鶴橋３丁目５番17号
債務者　文元淑子こと　文　　淑子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２９５号
大阪府東大阪市横沼町３丁目３番12号
債務者　山本　陸子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部